

神奈川大学大学院博士前期課程における長期履修に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則(以下「学則」という。)第10条の2に基づき、神奈川大学大学院博士前期課程における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定める。

(実施研究科)

第2条 この規程により長期履修を実施する研究科又は専攻(以下「実施研究科等」という。)は、別表のとおりとする。

(対象となる学生)

第3条 長期履修を申し出ることができる者は、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者とする。

(手続)

第4条 長期履修を希望する者は、入学試験又は入学時に、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、当該研究科又は当該専攻が属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属研究科委員長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(長期履修の期間等)

第5条 長期履修の期間は、実施研究科等において定めるものとし、最長で4年とする。

2 長期履修を許可された者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。)は、所定の期日までに所定の申請書を学長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請があったときは、当該研究科又は当該専攻が属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

4 第2項に規定する申請は、在学中1回に限る。

5 学則第22条の規定にかかわらず、長期履修を許可された者の修了に必要な在学年数は、許可された期間とする。

(授業料)

第6条 長期履修を許可された者の授業料については、別に定める。

2 前条第3項の規定により履修期間の短縮を許可された者は、短縮された期間に応じた授業料等を支払わなくてはならない。

(事務の所管)

第7条 この規程に関する事務は、学部大学院課及び平塚教務課が所管する。

(その他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、実施研究科等において別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年度入学者から適用する。ただし、平成21年度入学者に限り、第4条第1項の規定の適用については、同項中「入学試験出願時」とあるのは、「入学時」とする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成22年度入学者から適用する。ただし、平成22年度法学研究科法律学専攻の入学者に限り、第4条第1項の規定の適用については、同項中「入学試験出願時」とあるのは、「入学時」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(1)	法学研究科法律学専攻
(2)	経済学研究科経済学専攻
(3)	経営学研究科国際経営専攻
(4)	外国語学研究科欧米言語文化専攻
(5)	外国語学研究科中国言語文化専攻
(6)	人間科学研究科人間科学専攻
(7)	理学研究科情報科学専攻
(8)	理学研究科化学専攻
(9)	理学研究科生物科学専攻
(10)	工学研究科機械工学専攻
(11)	工学研究科電気電子情報工学専攻
(12)	工学研究科応用化学専攻
(13)	工学研究科経営工学専攻
(14)	工学研究科建築学専攻
(15)	歴史民俗資料学研究科歴史民俗資料学専攻